

基本方針

わが国経済の活力の源泉である中小企業者とともに歩む当協会は、環境の変化に対応して事業展開していく中小企業者のニーズに的確・迅速に応えるため、より一層中小企業者の立場に立った運営を行うとともに、当協会自らの経営基盤の充実と健全性を高めることに努めてまいります。

1 適正保証の推進

経営の発展に努める中小企業者自らが培ってきた信用力を評価するとともに、将来性や真摯な経営意欲を汲み取って信用保証を行い、中小企業者の健全かつ円滑な金融を実現するよう努めてまいります。

- (1) 個々の中小企業者の実情に即したきめ細かな対応により、事業の発展に取り組む中小企業者を支援します。
- (2) 創業に向けて努力する中小企業者を支援します。
- (3) 社債の発行等資金調達が多様化に取り組む中小企業者を支援します。

2 経営支援の充実

金融機関や関係機関との連携を図りながら、中小企業者の経営改善や事業再生を推進するとともに、ビジネスフェア、産学連携等を通して、元気で活力ある中小企業者へのサポートの充実に取り組んでまいります。

3 条件変更への弾力的な対応

保証の後、中小企業者に業況変化が発生した場合は、中小企業者の実情に沿って適切に対応します。当初の返済(貸付)条件を履行することが困難となった場合でも、返済金額の減額または保証(貸付)期間の延長等によって、返済を継続することができる場合には、貸付金融機関と連携を図りつつ、返済条件の変更に弾力的な対応をいたします。

4 求償権回収と再生支援への取り組み

求償権回収は、信用補完制度の健全な運営と発展のために欠くことは出来ません。求償権の回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細かな求償権管理を行い、公平かつ厳正な回収の促進に努めてまいります。そして、再生に向けて努力する企業に対しては、事業再生を支援し、さらには保証人等の生活再生に寄与してまいります。

5 業務改善と効率化の推進

環境の変化ならびに中小企業者、金融機関の多様なニーズに対応し、かつ、経営基盤の充実と健全性を確保するため、なお一層の業務の改善と経営の効率化を促進してまいります。

第5次中期事業計画(平成30年度～平成32年度)

東京信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、安定的な資金調達や経営改善・生産性向上に貢献するため、金融と経営の両面から全力で支援します。支援にあたっては、個々の経営状況を丁寧に把握し、最適な支援に向けて金融機関と連携して円滑な資金供給と経営課題の解決に取り組みます。

以下に掲げる主要項目を業務運営の基本方針として、中小企業・小規模事業者にとって、なくてはならない存在となることを目指します。

金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業の特性や経営課題などの企業情報等について情報を綿密に共有します。その情報を基に、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって最も有益な支援に向けて、金融機関と信用保証協会がそれぞれの役割を分担しながら、円滑な資金供給や的確な経営支援を行います。

政策保証等の推進

信用補完制度は中小企業支援の重要な柱であると認識し、国や東京都を始めとする地方公共団体が実施する制度融資について、積極的かつ適切に取り組みます。特に政策課題である創業支援、小規模事業者支援、事業承継支援については、拡充・新設された制度などを活用し、課題解決に向けた支援を充実することで、都内経済の活性化と持続的成長に貢献します。

また、「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨を踏まえ、適切に対応します。



経営支援の充実

金融機関と連携した支援に加え、中小企業診断士を始めとする各種専門家を派遣し、経営課題の洗い出しや改善計画等の策定支援を行います。また、「経営サポート会議」を積極的に開催し、取引金融機関等による金融支援の合意形成を促すことで、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善及び事業再生を後押しします。

コンプライアンスの徹底

公的機関としての使命・社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。反社会的勢力等に対しては関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。



平成31年度経営計画

1. 業務環境

景気は、雇用環境等の改善が続く中、各種政策の効果もあって緩やかな回復を続けています。先行きについては、引き続き回復基調で推移することが期待されますが、通商問題の動向、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等に留意する必要があります。

2. 業務運営方針

中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、安定的な資金調達や経営改善・生産性向上に貢献するため、金融と経営の両面から皆さまを全力で支援します。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者の皆さまや金融機関と対話を重ね、個々の企業の状況を把握しながら、金融機関と最適な支援に向け連携して円滑な資金供給と経営課題の解決に取り組みます。

また、「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨に鑑み、金融機関の支援方針、財務状況等を踏まえた適切な対応に努めます。

(1) 金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業の特性や経営課題などの企業情報、支援状況や今後の支援方針等について綿密に共有します。その情報を基に、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって最も有益な支援に向けた対話を重ね、金融機関と信用保証協会がそれぞれの役割を分担しながら、円滑な資金供給や的確な経営支援を行います。

(2) 政策保証の推進

東京都・区市町が実施する制度融資について、その制度趣旨を踏まえ、積極的かつ適切に取り組みます。特に東京都中小企業制度融資については、東京都融資目標額を踏まえ、都内中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り円滑化に万全を期すため、東京都と連携してあらゆる状況に適切に対応できるよう組織を挙げて万全の態勢で臨みます。

また、大規模な経済危機や災害等の影響により、大幅な信用収縮が生じた場合は、機動的かつ迅速な資金供給に努めます。

(3) 創業支援の拡充

本年度より創業支援業務を従来の専門部署による拠点方式から全支店で推進する体制へと拡充し、創業される皆さまの身近な支店でより充実した創業支援の提供に努めます。金融機関や区市町村、関係機関と連携強化を図りながら、創業期における金融支援はもとより、事業の進展とともに生じる経営課題の解決に向けた専門家派遣等による経営支援を行い、金融と経営の両面から総合的かつ継続的な創業支援に取り組みます。さらには創業スクールの開催など事業のスタートアップに向けた各種支援により、積極的に起業を後押しします。

(4) 小規模事業者支援の推進

金融機関・関係機関と連携しながら、事業の発展・成長局面から再生局面に至るまで、幅広く対応していくことによって、企業の経営を支え続けます。また、小規模事業者の皆さまにとってメリットの多い保証制度等を有効に活用しつつ、経営理念や技術力・商品力といった非財務情報を前向きに評価した支援に取り組みます。

(5) 経営支援の充実

中小企業・小規模事業者の皆さまと対話を重ねて経営状況や経営課題を把握し、金融機関と支援策等について情報交換を行いながら、皆さまにとって有益となる支援を実施します。創業、経営改善・生産性向上、事業承継といった幅広い経営課題に対応するため専門家派遣を活用します。

また、当協会が事務局を務める「東京企業力強化連携会議(通称：元気・東京ネットワーク)」や個別企業の経営改善を後押しする「経営サポート会議」など、さまざまな支援ツールも活用して経営支援の充実を図ります。

(6) 経営改善、資金繰り改善のための金融支援

経営環境の変化等によって業績が悪化した企業や返済条件の緩和を行った企業に対して、財務情報の取得など経営状況の把握に努め、金融機関等と連携して専門家派遣、経営改善計画策定等の経営支援に取り組みながら、借換保証や改善サポート保証等を活用して経営改善、資金繰り改善のための金融支援を行います。

(7) 相談態勢の充実

中小企業・小規模事業者の皆さまが気軽に相談できる信用保証協会を目指して、相談窓口の充実を図ります。部支店の相談窓口はもとより、金融機関、地方公共団体、関係機関が主催するビジネスフェア等で相談窓口を設置し、保証制度や経営支援策の提案など多様なニーズに応じたサポートを行います。さらに、海外展開や事業承継などに関するご相談は、部支店とともに専門のサポートデスクが対応し、日本貿易振興機構や事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携しながら、有効な解決手段の提供を図ります。

(8) ビジネスフェアの開催

中小企業・小規模事業者の皆さまの魅力ある技術・製品・サービスをPRする場やビジネスマッチングの機会について一層の充実を図るため、ビジネスフェアを開催し、地域経済の活性化につなげます。

(9) コンプライアンスの徹底

公的機関としての使命・社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。反社会的勢力等に対しては関係機関と情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。

3. 保証承諾等の計画

平成31年度の保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下のとおりです。

保証承諾	1兆1,500億円
保証債務残高	2兆7,900億円
代位弁済	540億円
回収	120億円